

令和3年度に実施した墨田区による私立認可保育所、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者（保育ママ）への指導検査において、文書により指摘を行った事例は以下のとおりです。なお、すべての事例について改善済みであることを確認しています。

部門	指摘の具体的事例	文書指摘数		
		保育所	小規模	家庭的
運営	<p>▶ 避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練又は消火訓練を実施していない月があった。</p>	3	1	
	<p>▶ 教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ること。</p> <p>◇ 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならないが、文書による同意を得ていなかった。</p>	3		
	<p>▶ 特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>◇ 特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないが、掲示していなかった。（前回指摘事項）</p>	1		
	<p>▶ 施設長は常時保育園の運営管理の業務に専従すること。</p> <p>◇ 認可保育所の施設長は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため専任若しくは専任に準ずる者でなければならないが、施設長の勤務状態を確認したところ、施設長がシフトに入り保育に従事していた。</p>	1		
	<p>▶ 重要事項を記した文書を利用申込者に交付し、説明すること。</p> <p>◇ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、保護者から支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないが、当該文書の説明と口頭同意のみで、文書の交付をしていなかった。</p>			1
保育	<p>▶ 事故報告を速やかに行うこと。</p> <p>◇ 認可保育所は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、事故報告の第1報は原則事故が発生した当日中（遅くとも事故発生翌日）に、第2報は状況の変化や必要に応じて原則1か月以内に行うことになっており、事故発生の要因分析や検証等の結果については作成され次第報告しなければならないが、事故の発生について墨田区への報告を行っておらず、さらに、その後の報告や検証結果及び再発防止策等についても報告を行っていなかった。</p>	1		
	<p>▶ 調乳担当者の検便を適切に行うこと。</p> <p>◇ 調理従事者及び調乳担当者については、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、調乳担当者の雇入れ前の検便実施が確認できなかった。</p>	1		
	<p>▶ 11時間の開所時間を確保すること。</p> <p>◇ 認可保育所において、開所時間は原則として11時間とすることと定められているが、園の運営規程で定める午前7時15分に開所しておらず、11時間の開所時間が確保されていなかった。</p>	1		

部門	指摘の具体的事例	文書指摘数		
		保育所	小規模	家庭的
会計	<p>▶ 現金収入について、経理規程に従い、現金出納帳を作成し速やかに金融機関に預け入れること。</p> <p>◇ 社会福祉法人が運営する認可保育所においては、法人が定めた経理規程を遵守しなければならないが、現金収入に係る現金出納帳を整備しておらず、さらに、現金収入を金融機関に預け入れずに保有しており、経理規程に定めるとおり会計処理が行われていなかった。</p>	1		
	<p>▶ 小口現金の保有額及び1件当たりの限度額を経理規程に定められた金額の範囲内とすること。</p> <p>◇ 社会福祉法人が運営する認可保育所においては、法人が定めた経理規程を遵守しなければならないが、小口現金の保有額及び1件当たりの限度額が、経理規程で定められた金額の範囲を超えていた。</p>	1		
	<p>▶ 前期末支払資金残高の取崩使用及び本部拠点への繰り入れにあたり、必要な要件を満たすとともに、速やかに理事会承認を得ること。</p> <p>◇ 私立認可保育所において、当該年度の施設拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%の額を超えて前期末支払資金残高を取崩し、法人本部の運営経費に充当する場合は、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下、「経理等通知」という。）に掲げる要件を満たす必要があるが、計算書等が当該施設に備え置かれておらず、経理等通知に掲げる要件を満たしていなかった。また、前期末支払資金残高の取崩について事前に理事会承認を得ていなかった。</p>	1		
	<p>▶ 委託費の弾力運用を行うにあたり、必要な要件を満たすこと。</p> <p>◇ 私立認可保育園において、当該年度の委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に要する経費に充てる場合は、経理等通知に掲げる要件を満たす必要があるが、次の項目について満たしていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書等を当該施設に備え置き閲覧に供している。 ・ 毎年度、第三者評価加算の認定を受けているか、又は、入所者等からの苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行っている。 	1		
	<p>▶ 当期末支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%を超えて保有しないこと。</p> <p>◇ 認可保育所においては、委託費の適正な執行により、長期的に安定した経営を確保する観点から、当期末支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%以下とすることとなっているが、30%を超えて保有していた。</p>	1		
	合計		16	1